

● 事業の概要

新型コロナウイルス感染症の再拡大による外出・移動の自粛により、特に飲食店は深刻な影響を受けています。感染症拡大防止対策に取り組みながら事業を継続している飲食店に、「奈良市飲食店事業継続緊急支援金」（以下「支援金」という。）として、要件を満たした対象者に対し、**給付対象事業所となった1店舗につき20万円**を交付します。ただし、支援金の給付は一事業所に対して一度に限ります。

● 対象者

次の全ての要件に該当する事業者

- (1) 市内において、食品衛生法に基づく営業許可（飲食店営業許可）を受け、店舗を有して飲食店営業を行う者
- (2) **主たる事業（売上高が最も多い事業）が飲食店である者**
- (3) 令和2年12月、令和3年1月及び2月の3か月間の**全事業の売上高**の合計が、前年同期間の**全事業の売上高**の合計と比べ、**50%以上減少**している者

※ 法人にあっては役員、支配人及び支店又は営業所の代表者、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者（以下「役員等」という。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。また、役員等が暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

● 給付対象となる店舗

次の全ての要件に該当する**奈良市内で営業している店舗**

- (1) **対象者が営業する店舗**にあって、令和2年12月、令和3年1月及び2月の3か月間の売上高の合計が、前年同期間の売上高の合計と比べ、**50%以上減少**していること
- (2) 年間を通じて、**常設の店舗内で飲食スペースを有していること**(※)
- (3) 業種別「新型コロナウイルス感染予防ガイドライン」ならびに、奈良市「飲食店等における新型コロナウイルス感染拡大防止マニュアル」を十分に理解し、積極的に感染拡大防止対策に取り組んでおり、今後も継続して感染拡大防止策に取り組みながら営業する意思があること。
（本市が発行する「感染拡大防止宣言ステッカー」の取得を要件とします）

※ 以下の店舗は支援金の対象となりません。

- ・飲食スペースを持たない店舗（弁当店・宅配ピザ屋等のテイクアウト・宅配サービス専門店、キッチンカー、ドリンクスタンドなど）
- ・特定の利用者への利用に供する施設（社員食堂や学生食堂、介護サービス事業所の食堂など）
- ・ホテル・旅館、コンビニエンスストア、スーパーマーケット等の飲食店営業以外の業種を主として認められる店舗
- ・他の事業に付随して食事を提供する施設であって、独立した店舗形態を持たないもの
（ホテルや旅館に付随する宴会場、ネットカフェ・マンガ喫茶・カラオケボックスなど）
- ・性風俗関連特殊営業店、自動販売機のみ営業許可を受けている店舗

● 申請手続

[申請受付期間]

令和3年4月1日（木曜日）～令和3年5月10日（月曜日）

※ 申請の受付状況等により、受付期間を変更する場合があります。

[申請方法]

申請は電子申請システムでのみ受け付けます。奈良市ホームページに設置する申請フォームに必要事項を入力し、申請に必要な書類を電子ファイルに添付して申請してください。入力情報については、必ず、申請者自身がその内容を理解し、確認のうえ、申請してください。

- ・感染拡大防止の観点から、持参による申請はできません。
- ・令和3年5月10日（月曜日）23時59分までの申請が有効です。

〔申請に必要な書類等〕

- ・**次の①～④全ての書類等を添付してください。**
- ・必要に応じて追加書類の提出及び説明を求められることがあります。
- ・③及び④については、**給付対象となる全店舗分**を添付する必要があります。

① 令和2年（法人は前事業年度）確定申告書類の控え

【法人】

- ・法人事業概況説明書の控え（両面）

【個人事業主】

- ・確定申告書別表一の控え

② 申請者名義口座の通帳の写し

③ 飲食店営業許可証の写し（対象となる店舗分）

④ 各月の売上高の減少を証明する資料の写し

（試算表、売上台帳、法人事業概況説明書や青色申告の月別売上など）

● 支援金の交付

申請を受理した後、その内容が適正と認められるときは支援金を交付します。**本支援金の交付については、適正な申請の受理から2週間後を予定**しています。

● 通知

申請フォームに必要事項を入力し申請いただくと、指定したメールアドレスに申請完了通知メールを送付いたします。申請内容を事務局にて確認後、本支援金を交付する旨の決定をしたときは、**本支援金の口座振込をもって支援金支給決定通知に代えさせていただきますので、市から交付決定の通知は送付しません。**

● 問い合わせ先

ご不明な点については、次の問い合わせ先で対応いたします。

- 〔相談窓口〕 奈良市飲食店事業継続緊急支援金事務局
- 〔TEL〕 0742-34-4741
- 〔開設期間〕 令和3年4月1日（木曜日）～ 5月31日（月曜日）まで
- 〔開設時間〕 9時～17時（月曜日～金曜日）
- 〔E-mail〕 sangyoseisaku@city.nara.lg.jp

〔市ホーム
ページ
QRコード〕

